投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議の一部改正(案)

	 新		<u></u> 旧		
	W1		·		
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議		決議	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議		
この委員会決議	といい。 後は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に	- 関する規則に この委員会	快議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基		
基づき自主規制委	員会が委任された第8条、第14条に規定する運用	 報告書及び 第 づき自主規制	委員会が委任された第8条、第14条に規定する運用報告書及び 第16条		
16条の2第3項に	こ規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表	 示要領を定め 第3項並び に	第16条の2第3項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表		
る。		示要領を定める	5.		
1~3	(省 略)	1~3	(同 左)		
4 規則第16条の)2第3項 に規定する月次開示に係る表示事項の核		条第3項及び第16条の2第3項に規定する月次開示に係る表示事項		
領は、別表3と	する。	の様式及び	表示要領は、別表3とする。		
別表 1	(省 略)		(同 左)		
7732 1	(H MD)	/J13X 1	(IFI /上)		
 別表 2		別表 2			
公社債への投資運	囲を目的とする追加型投資信託であって	公社債への投資	資運用を目的とする追加型投資信託であって		
	日々決算を行うファンドの表示内容(規則第14	条)	日々決算を行うファンドの表示内容(規則第14条)		
$1\sim5$	(省 略)	1~5	(同 左)		
	,DD)		
6. MMFの追加			6. MMFの追加開示		
, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	資産の純資産総額に対する比率	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(1)格付別組入資産の純資産総額に対する比率		
イ. 様式例		イ. 様			
	(○年○月○日	1現仕)	(○年○月○日現在)		

新							
公社債	į	短期金融資産					
格付	組入比率	格付	組入比率				
AAA		A-1					
AA		A-2					
A		A-3					
BBB以下		NR					
		その他資産					
A相当以上		A-2相当以上					
国債、地方債、特殊債							
合 計		合 計					

(注1) (省略)

(注2) 公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MRF及びMMFの運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。上段の数値は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。

(注3) (省略)

ロ. 表示上の留意事項

公社債		短期金融資産					
格付	組入比率	格付	組入比率				
AAA		A-1					
AA		A-2					
A		A-3					
BBB		NR					
BBB-		その他資産					
<u>BB以下</u>							
A-相当以上		A-2相当以上					
BBB相当以上							
国債、政府保証債、地方債							
合 計		合 計					
(注1)	(同)	生)					

旧

(注2)公社債の「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」の上段の数値は1社の信用格付業者等(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。)による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。

(注3) (同 左)

ロ. 表示上の留意事項

新		旧				
(イ)~(口) (省略)	(イ)~(ロ) (同 左)					
(ハ) 「A相当以上」及び「A-2相当以上」については、各社が作成したガイド	(ハ) 「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」 については、					
ラインにより判断したものを表示するものとする。	各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。					
(二) (省略)	(二) (同 左)					
(ホ)「国債、地方債、特殊債」の項目欄は、区分を設けず適切な格付欄に合計す		_(新 設	<u>) </u>			
<u>ることもできるものとする。ただし、この場合においては「国債証券、地方債証</u>						
<u>券、特殊債証券」が適切な格付欄に含まれている旨の注を設けることとする。</u>						
7 (省略)	7	(同 左)			
別表3	別表3					
MRF及びMMFの月次開示の様式及び表示例	MMF及びMRFの月次開示の様式及び表示例					
_ (規則第 16 条の2第3項)_	_ (規則第 16 条第3項、第 16 条の2第3項)_					
<u>○MMFの月次開示</u> <u>(削 除)</u>	○MMFの月次開示					
	1. 組入資産の種類毎の例	高及び組入比率				
	<u>イ. 様式例</u>					
	作成月次	○年○月○日現在				
	区分	額面金額	評価額	組入比率		
		百万円	百万円	<u>%</u>		
	国債証券					
	地方債証券					
	特殊債証券					
	(除く金融債券)					
	金融債券					
	普通社債券					
	新株予約権付社債券					

新						旧				
रहा		/ .l: ~-b/2	:ナ!./主/			IH				
			社債)							
		<u>C P</u>								
		<u>CD</u>			=	-				
			也資産		-	-				
		合 :			_	-				
	_(注1)	その他資	産は、こ	ュール・ロ	・一ン、預	金、未収	金、未払	金等。	
	_(注2)	組入比率	以は、純賞	産総額に	対する評	価額の割	合。		
	ㅁ	. 作成	上の留意	事項						
		組入比	2率は、資	產総額	対する比	2率による	こともで	きるもの	<u>とする。</u>	
	2	. 公社	債(国債	等及び金	融債を除	く)、金	融債、CI	P、CD等	等の上位 5	発行体
		別組入	比率の状	<u> </u>						
	<u>イ</u>	. 様式	例							
								_(C)年 〇月〇	日現在)
					組入資産	発行体別	組入比率((上位5位	<u>;)</u>	
			公	<u>社債</u>	金	<u>融債</u>	<u>C</u>	<u>P</u>	CD	<u>等</u>
		順	発行	組入	発行	組入	発行	組入	発 行	組入
		位	体 名	比 率						
		1								
		2								
		3								
		4								
		<u><u>=</u> 5</u>								
	注		 	 }} #	 が国の団	害(形成物	三相三二条 3	<u> </u> た今すへ \		(春光
		<u>Z.</u>	しり等に	ron' =	ール・ロ	ーン寺(当頃寺を打	旦床とする	5有担保=	ールを防

		i=	1	
	<u><)。</u>			
		=		
	組入比率は、資産総	額に対する比率に。	よることもできるもの	<u> </u>
3	格付別組入資産の	純資産総額に対する	5比率	
				(〇年〇月〇日現在)
			·	融資産
	<u>格 付</u>	組入比率		組入比率
			A-2相当以上	
	BBB相当以上			
	国債、政府保証			
	<u>債、地方債</u>			
	<u> </u>			
				出るで変す。
	3 1	ロ. 作成上の留意事項組入比率は、資産総 3. 格付別組入資産のイ. 様式例 公格 水 ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス <	こ. 作成上の留意事項 組入比率は、資産総額に対する比率に 3. 格付別組入資産の純資産総額に対する イ. 様式例 公社債 格 付 組入比率 AAA A BBB BBB- BBB- BBBH当以上 国債、政府保証債、地方債合計 合計 (注1)組入比率は、純資産総額に対する (注2)公社債の「A - 相当以上」、「BB 2相当以上」は、投資信託協会自主ルー	ロ. 作成上の留意事項 組入比率は、資産総額に対する比率 3. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 イ. 様式例 塩切金 塩切金 格付 組入比率 格付 組入比率 AAA A-1 AAA A-2 A A-3 BBB NR BBB- その他資産 BBU下 A-2相当以上 BB B相当以上 国債、政府保証 債、地方債

	新	旧
		- 2相当以上」の上段の数値は1社の信用格付業者等による信用格付があるも
		<u>ので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。</u>
		(注3) その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等
		ロ. 作成上の留意事項
		(イ)格付の表示については、各社が採用した信用格付業者等の信用格付によるこ
		ともできるものとする。
		(ロ)「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」については、
		各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。
		(ハ)上記(ロ)の各項目に該当しなくなった場合は、当該資産の比率を欄外注記
		<u>するものとする。</u>
○ MRF及びMMF		○ <u>MR F</u> の月次開示
$1.\sim 2.$	(省略)	1.~2. (同 左)
2 物口間は7次立の	((は)次 立ち(())から) アキレナ・フ しょっさい	9 物口1007 次立の状次立の統治ではよっていた
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	純資産総額に対する比率	3. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 イ. 様式例
イ. 様式例	(表省略)	(同 左)
	(衣有哈)	(问, 左)
(注1)	(省 略)	(注1) (同 左)
(注2) 公社債の「A	相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資	(注2)公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資
信託協会自主ルール	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に基づき当社が作	信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」に基づき当社が作成したカ
成したガイドライン		イドラインで判断したもの。上段の数値は1社の信用格付業者等による信用格付
る信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないもの		があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。
である。		
(注3)	(省 略)	(注3) (同 左)

新	旧
口. (省略)	口. (同 左)
(以下略)	(同 左)
附 則	
この改正は、令和 年 月 日から実施する。	